

証券コード：4712
平成25年6月11日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
アドアーズ株式会社
代表取締役会長 藤 澤 信 義

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号
新霞が関ビル LB階 「灘尾ホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第46期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日当社役職員は節電への取組みの一環としてノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.adores.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新政権発足による金融緩和や景気対策等への期待感が高まりつつあるものの、内需をはじめ、雇用・所得状況は依然として不透明感が残り、全体を通じて厳しい状況が続きました。当社グループの主力事業であるアミューズメント事業における環境面におきましても、個人消費マインドの低迷に加え、消費者の嗜好そのものの変化、さらには各種ゲームにおいてヒット作が少なかったこともあり、非常に厳しい経営環境が続きました。

このような環境の中、当社は、平成24年5月29日付「親会社の異動に関するお知らせ」のとおり、Jトラスト株式会社（証券コード8508:大証2部）以下、「Jトラスト」）のグループ企業として、新たな「成長」に向けた戦略に取り組みました。このグループ戦略の一環においては、Jトラストグループが有する様々な経営資源を有効活用するべく、平成25年2月18日付「アドアーズ株式会社によるJトラスト株式会社子会社であるキーノート株式会社および株式会社ブレイクの完全子会社化に向けた株式交換契約締結に関するお知らせ」のとおり、不動産売買業、中古住宅再生事業を主力とするキーノート株式会社（以下、キーノート）とアミューズメント施設向け景品制作・販売を主力事業とする株式会社ブレイク（以下、ブレイク）を株式交換により当社子会社とし、まさにグループの総力を結集できる経営体制に移行しております。

当社単体の財務面におきましても、昨年6月には、有利子負債のほぼすべてを5年長期へとシフトするリファイナンスを実現したことにより、キャッシュ・フロー面でも盤石な財務体質へと転換し、その残高におきましても3,671百万円まで削減（前期比▲2,154百万円）するなど、昨年来から掲げる無借金経営への流れを加速させただけでなく、今後の成長戦略の基盤づくりを果たしました。

一方、事業環境面におきましては、主力のアミューズメント事業において、新たな顧客層の開拓「集客」をスローガンに、各種全店統一・個店ごとのイベントを実施したほか、メダルゲームの会員向けサービスや提供価格の変更、さらには若手の抜擢登用を含めた運営体制の大幅な刷新を図りましたが、上記のとおり、内需・消費動向の苦境もあり、集客、顧客単価ともに伸び悩み、非常に厳しい状況で推移いたしました。

また、当社の第2の柱である建築事業におきましては、社内におけるデザイナー体制の強化など人員体制の充実をはじめ、不動産開発から設計・施工、さらには親会社に金融業のJトラストを迎えたことで可能となったファイナンス面のサポートまでも含む、トータルプロデュースを強みとした、多面的な営業を積極的に仕掛けた結果、得意とするパチンコホールを中心に多くの新規・継続顧客から、前期比約5倍の受注を獲得するに至りましたが、こちらも収益面では苦戦をいたしました。

このような状況の中、来期、及び将来に向けた経営環境の変化に対応し、市場競争力のある企業となるための抜本的な構造改革を図るべく、平成25年3月12日付「希望退職の募集による経営合理化に関するお知らせ」並びに、平成25年3月27日付「希望退職者募集の結果に関するお知らせ」のとおり、人員の適正化に向けた希望退職の募集を実施するに至ったほか、一部収益悪化店舗のリストラクチャリングを実施することにいたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高19,991百万円、営業利益421百万円、経常利益372百万円、当期純利益165百万円となりました。なお、上記希望退職に係る費用103百万円、並びに閉店を決定した店舗の閉店コスト等につきましては、当平成25年3月期連結会計年度において特別損失として計上しております。

(2) 部門別概況

① アミューズメント事業

当社グループの主力事業にあたるアミューズメント事業に置きましては、顧客の消費マインドの低調感による顧客単価の減少傾向に加え、夏休み時期のオリンピックによる在宅志向の高まり、さらにはスマートフォン等の無料ソーシャルゲームの浸透による集客の伸び悩みなど、厳しい状況で推移しました。

当連結会計年度におきましては「集客」を重要課題として掲げ、在客数の最大化に向けた各種施策を展開いたしました。既存店売上高前年比のとおり、9月以降は想定を上回る苦戦を強いられた結果、平成24年11月7日付「平成25年3月期第2四半期累計期間及び通期業績予想（非連

結)の修正に関するお知らせ」のとおり、当事業部門の苦戦を主な理由に通期業績予測(単体)を下方修正するに至っております。

こうした中、抜本的な収益体質への転換を図るべく、チェーンメリットの最大化を意識した本部主導の体制から、マネージャー体制の刷新と店長・店舗主導となる大幅な権限移譲を図り、より地域ニーズに密着した運営体制への改革を図りました。

また、2月からは近年のメダルゲームの特性と顧客ニーズを鑑み、従来のメダル単価を1,000円500枚へと変更し、より遊びやすく、またゲームの演出を存分に楽しめる店舗を試験的に展開いたしました。この結果、苦戦が続いたメダルジャンルの売上は3月に入り1年半ぶりに前年同月を上回るまで回復したほか、メダルゲームの会員においても80万人を突破するなど、今後の業績回復に向けて明るい材料も出てきております。

以上の結果、当連結会計年度におけるアミューズメント事業の業績は、売上高16,426百万円、セグメント利益972百万円 となりました。

なお、当連結会計年度における新規店舗は、池袋地区で成功していた狭小施設の有効活用のノウハウをベースに、ゲームや遊び文化の最新トレンドを発信する東京・秋葉原駅前に「アドアーズ秋葉原店」を開設いたしました。当社として1年9ヵ月ぶりとなりました同店は、その立地性を最大限活かした運営・PR効果もあり、好調を維持しております。

一方、アドアーズ竹ノ塚店、アドアーズ荻窪西口店を閉店した結果、期末時点の店舗数は68店舗となりました。なお、平成25年4月以降、アドアーズ海老名店、アドアーズ三ツ境店、アドアーズDEN池袋店の3店舗に加え、ブレイクが運営するJJCOINS中野店を閉店しており、現時点での店舗数は64店舗となります。

また、前述のとおり、当連結会計年度におきまして、アミューズメント施設向けプライズ景品制作・販売を主力事業として展開するブレイクを株式交換により当社100%子会社としております。同社とは、かねてより当社のプライズ景品の納入を一手に引き受けていただいているほか、オリジナル景品の共同開発を図るなど、当社のアミューズメント売上の1/4を占め、また店頭集客の要であるプライズゲームジャンルの強化に向けて一緒に取り組んでまいりました。同社を子会社化することで、当社がもつ全店舗のシステムや売上データをタイムリーに共有化することができ、商品開発や提供状況の深化・効率化を図るなかで、より一層のシナジーが発揮できるものと考えております。

なお、同社の連結につきましては、平成25年3月の1ヶ月のみの連結取り込みであったこと、また当社向けの販売が多くを占めることなどから、セグメント業績に与える収益については軽微なものにとどまっております。

② 建築事業

当社グループの第2の柱である建築事業におきましては、社内におけるデザイナー強化などの人員体制の充実を図ったほか、従来行なってきた不動産開発から設計・施工に加え、親会社に金融業のJトラストを迎えたことで可能となったファイナンス面のサポートまでも含む、トータルプロデュースを強みとした、多面的な営業を積極的に仕掛けました。

さらに、施工案件のプレスリリース化を含む、各種広報手段を用いての積極的な実績PR活動など、業界の内外に向けた情報発信によるブランディング活動も積極的に展開したものの、震災後需要が集中した前期における施工高を埋めるには至らず、また、業界の価格競争も依然として激しかったことから、苦戦を強いられました。

以上の結果、当社グループの第2の柱である建築事業の業績は、売上高2,155百万円、セグメント利益49百万円となりました。しかしながら、受注した件数においては、得意とするパチンコホールを中心に、多くの新規・継続顧客から、デザイン力を武器に前期比約5倍の案件数を獲得するなど、今後の収益獲得に向けた明るい指標を示すに至っております。

③ 不動産事業

不動産事業におきましては、一部テナントからの減額要請による収益減に対応せざるを得ない状況等がありつつも、管理不動産物件の入居率は概ね計画通りに維持したほか、管理費の削減、及び物件の仲介に注力した結果、不動産事業の業績は、売上高1,397百万円、セグメント利益79百万円となりました。

また、前述のとおり、当連結会計年度におきまして、不動産売買業、中古住宅再生事業、及び不動産仲介事業並びにコンサルティング事業を展開するキーノートを株式交換により当社100%子会社としております。

利益率の向上、ならびにコスト競争に耐えうる規模の拡大によるボリュームディスカウントやさらなる協力会社の発掘を課題として認識する中、戸建分譲事業を中心に営むキーノートと連携することによって、その差別化要素たる 物件開発力、デザイン力の強化はもちろんのこと、単純な規模の拡大などによるコスト競争力の強化が実現可能と考えております。また、両社が有するノウハウを融合することにより、住・商ともに対応可能なよりの確かなソリューションを両社の顧客等に提供することができるようになり、さらなる受注拡大につなげることができるものと期待しております。

なお、同社の連結につきましては、平成25年3月の1ヶ月のみの連結取り込みであったことから、セグメント業績に与える収益については軽微なものにとどまっております。

④ その他事業

その他事業として扱うレンタル管理事業におきましては、既に新規のレンタル契約は取りやめ、事業として収束させる方向で過去に契約したレンタル契約の回収が計画通りに推移した結果、売上高12百万円、セグメント利益7百万円となりました。

なお、セグメント利益とは、間接部門費等の控除前利益を指しております。

⑤ 売上高の状況

連結売上高の部門別状況は、次のとおりであります。

部 門	第 46 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	
	金 額	構成比率
	百万円	%
ア ミ ュ ー ズ メ ン ト 事 業	16,426	82.2
建 築 事 業	2,155	10.8
不 動 産 事 業	1,397	7.0
そ の 他 事 業	12	0.0
合 計	19,991	100.0

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は19億41百万円であり、その主な内訳は、アミューズメント機器投資16億4百万円となります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、該当事項はございません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 43 期 (平成22年3月期)	第 44 期 (平成23年3月期)	第 45 期 (平成24年3月期)	第46期(当期) (平成25年3月期)
売 上 高(百万円)	—	—	—	19,991
経 常 利 益(百万円)	—	—	—	372
当 期 純 利 益(百万円)	—	—	—	165
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	1.36
総 資 産(百万円)	—	—	—	20,683
純 資 産(百万円)	—	—	—	10,162
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	72.98

(注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度以前の数値については記載しておりません。

- 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
- 1株あたりの純資産額は、期末現在の発行済株式数から自己株式数を除いた株式数により算出しております。
- 百万円未満は切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

項 目	第 43 期 (平成22年3月期)	第 44 期 (平成23年3月期)	第 45 期 (平成24年3月期)	第 46 期 (当事業年度) (平成25年3月期)
売 上 高(百万円)	26,034	25,945	21,847	19,314
経 常 利 益(百万円)	637	74	931	337
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	270	△4,197	920	142
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	5.91	△39.77	7.94	1.16
総 資 産(百万円)	33,304	24,629	19,911	17,788
純 資 産(百万円)	12,177	7,591	9,316	10,144
1株当たり純資産額 (円)	230.77	71.94	77.29	72.85

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により算出しております。

- 1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式数から自己株式数を除いた株式数により算出しております。
- 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社はJトラスト株式会社であり、同社は当社の株式を59,755,500株(42.91%)保有しております。

②子会社の状況

会 社 名	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
キーノート株式会社	100%	不動産売買・中古住宅再生
株式会社ブレイク	100%	アミューズメント向け景品制作・販売

(注)平成25年3月12日付にて、キーノート株式会社及び株式会社ブレイクを、株式交換により子会社としております。

(7) 対処すべき課題

当連結会計年度におきましては、最重要課題と位置づけた財務体質の健全化に向けたリファイナンスを皮切りに、Jトラストグループへの正式参画、また同グループ内の関連企業2社を株式交換によって100%子会社とするなど、収益環境は楽観視できない状況ではありますが、今後の当社グループの成長路線への足掛かりが構築できた一年となりました。

こうした中、平成25年5月13日付「代表取締役ならびに役員の異動に関するお知らせ」のとおり、今般子会社となったブレイクの代表取締役社長である齊藤慶氏を代表取締役社長へと登用し、Jトラストの代表且つ当社代表を兼職する藤澤信義との2名代表取締役体制へ移行することといたしました。また、同じく子会社となったキーノートからも新役員2名を招聘し、真にJトラストグループの一翼を担うことのできるアドアーズグループの構築に乗り出しました。この新経営体制におきましては、主力であるアミューズメント事業と住・商業施設向けの設計・施工事業のみならず、Jトラストグループがもつ金融由来の不動産ソリューションの活用を通じて、抜本的な収益構造改革までを見据えたものであります。

①アミューズメント事業の強化

アミューズメント事業におきましては、3月より持ち直しを見せているメダルジャンルの更なるテコ入れに加え、子会社であるブレイクの景品企画・

開発力を活かしたプライズジャンルの育成、またオペレーター（施設運営）とディストリビューター（製造・卸売）という異なる視点をもつ互いの視点・リソースを活かした収益向上策を展開してまいります。

また、当社グループが強みとしているアミューズメント施設運営ノウハウを活かすためには、全社員が当社理念を共有するだけでなく、顧客満足度の追及や効率的な運営手法に対する深い理解を身につける必要があります。そのため、当社グループにとって重要な人材を確保・育成するために、新入社員及び中途採用社員、アルバイト社員への教育・研修制度の整備、従来の年功序列型賃金体系・内部昇格制度の見直しを継続してまいります。

②建築事業、不動産事業の強化

建築事業におきましては、今年度獲得した新規顧客とのリレーションを深化させながら、キーノートと連携したコスト競争力の強化や人的リソースの最大化等、シナジー効果を発揮することで、利益体質の改善を目指してまいります。

不動産事業におきましても、これまでのテナントリーシングによる安定収益の確保のみならず、キーノートがもつ戸建住宅開発を通じて得た用地仕入ノウハウや、前述のとおりJトラストグループが有する様々な経営資源を有効活用した事業展開を拡大することで、当社グループの重要な収益源への転換を目指してまいります。

③新たな収益機会の拡大

当社グループはアミューズメント施設運営に関するノウハウのほか、建築事業で培った顧客満足が得られる店舗づくりのノウハウや不動産開発能力も有しており、リアルなB t o Cビジネス代表格たる「店舗」の開発について、自社にて一貫通貫で行えることを強みとしております。

ネット文化といわれる時代になりつつある中、老若男女全てのお客様が一堂に会することができるリアルな「店舗」は、地域コミュニティを形成する場の一つとして、またダイレクトマーケティングの最上位として、逆に今後重要度が増すものであることは間違いないものと考えております。

KCカード株式会社とのレンタルビジネスの業務提携に代表されるように、同業他社や異業種の是非を問わない柔軟かつ多角的な視野のもと、こうした当社がもつB t o Cビジネスのノウハウを、アライアンス等を活用し他社がもつノウハウと融合させること、消費の上流から下流まで網羅した新たなモデルのB t o Cビジネスの構築を目指してまいります。

(8) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、アミューズメント施設運営事業を中心に「衣食住遊のスタイルの提供」・「憩いの場としての空間作り・空間提供」・「新しいアミューズメント施設の開発」の事業コンセプトのもと、以下の事業に取り組んでいます。

事業区分	主要な事業の内容
アミューズメント事業	全国68カ店のアミューズメント施設の運営、ならびにアミューズメント施設向けの景品企画開発、製造・販売
建築事業	パチンコホールを中心に、飲食からカラオケなど各種商業施設の設計・施工
不動産事業	個人から法人に至る、各種不動産開発・販売・リーシング

(9) 主要な事業所等（平成25年3月31日現在）

(当社)

名称	所在地
本社	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
支店	大阪府高槻市大畑町27番6号
直営店舗	<東京都>板橋区、大田区、葛飾区、江東区、渋谷区、新宿区、杉並区、墨田区、台東区、豊島区、千代田区、中野区、立川市、調布市、八王子市、町田市、武蔵野市 <神奈川県>海老名市、川崎市、相模原市、平塚市、藤沢市、大和市、横須賀市、横浜市 <埼玉県>春日部市、川口市、川越市、和光市、蕨市 <千葉県>市川市、柏市、木更津市、千葉市、習志野市、船橋市 <北海道>札幌市<愛知県>一宮市 <大阪府>高槻市<和歌山県>岩出市 に65店舗

- (注) 1. 平成24年7月17日付にて、本社を上記所在地に移転しております。
2. 当事業年度におきまして、直営店舗を2店舗閉店いたしました。

(子会社)

名称	所在地
キーノート株式会社	東京都目黒区東山一丁目6番2号
株式会社ブレイク	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

- (注) 平成25年3月12日付にて、キーノート株式会社及び株式会社ブレイクの全株式を取得し、子会社化しております。

(10) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アミューズメント事業	304名 (670名)	-
建築事業	32名	-
不動産事業	20名	-
パチスロ機・周辺機器レンタル事業	0名	-
全社（共通）	46名 (4名)	-
計	402名 (674名)	-

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員はフルタイム換算での年間平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
340名 (657名)	16名減 (12名減)	37歳5ヶ月	9年10ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員はフルタイム換算での年間平均人員を()内に外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	529,482千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	463,131
株式会社伊予銀行	440,000
株式会社新生銀行	340,000
株式会社百十四銀行	255,000
株式会社東京都民銀行	255,000
株式会社三井住友銀行	205,295
株式会社あおぞら銀行	198,050

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

Jトラスト(証券コード8508:大証2部)が開示しております、平成24年5月18日付「当社と連結子会社との吸収合併に関するお知らせ」のとおり、Jトラストは当社の筆頭株主である株式会社ネクストジャパンホールディングス(以下、「NJHD」と)、平成24年6月27日開催のJトラスト定時株主総会の決議承認を条件として、Jトラストを吸収合併存続会社、NJHDを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を同日付で締結しております。平成24年6月27日開催のJトラスト定時株主総会の付議事項(第1号議案・定款一部変更の件ならびに第5号議案・合併契約承認の件)の承認に伴い、上記吸収合併契約が平成24年7月1日をもって効力発生したことを受け、NJHDが所有していた当社株式も、Jトラストへ異動したことにより、NJHDは当社の主要株主である筆頭株主及びその他関係会社に該当しないこと、また、Jトラストが当社の主要株主である筆頭株主へ異動しました。

2. 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
(2) 発行済株式の総数 139,259,092株
(3) 株主数 2,661名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
J ト ラ ス ト 株 式 会 社	59,755,500株	42.91%
G F 投資ファンド投資事業有限責任組合	41,000,000	29.44
鈴 木 昭 作	4,092,972	2.93
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	3,420,000	2.45
岡 田 浩 明	1,212,000	0.87
ア ド ア ー ズ 従 業 員 持 株 会	1,153,930	0.82
株 式 会 社 ジ ョ イ ン ト マ ス タ ー	1,066,000	0.76
渡 部 眞 佐 男	1,000,000	0.71
星 久	995,848	0.71
株式会社ユニバーサルエンターテインメント	824,000	0.59

- (注) 1. 上記のほか、当社名義の株式が27,466株（うち、自己名義失念株式7,352株）あります。
2. 持株比率は、当社が実質的に所有している自己株式（20,114株）を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数第2位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 株式に関する重要事項

当社は平成25年3月12日付で、キーノートおよびブレイクを完全子会社とする株式交換を行っております。

株式交換の要旨

①株式交換の日程

株式交換契約締結の取締役会決議日（各社）	平成25年2月18日（月）
株式交換契約締結日（各社）	平成25年2月18日（月）
株式交換契約承認臨時株主総会開催日 （キーノート、ブレイク）	平成25年2月18日（月）
株式交換の効力発生日	平成25年3月12日（火）

当社は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより行いました。

②本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、キーノートおよびブレイクを株式交換安全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社は会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、キーノートおよびブレイクについては平成25年2月18日開催の臨時株主総会の決議による株式交換契約の承認により、平成25年3月12日を効力発生日としております。

③本株式交換に係る割当ての内容

キーノートとの株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	キーノート (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	普通株式：18,398株(注)	普通株式：1株
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：11,038,800株	

(注)キーノートの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式の数を記載しております。

ブレイクとの株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	ブレイク (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	普通株式：4,033株(注)	普通株式：1株
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：7,662,700株	

(注)ブレイクの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式の数を記載しております。

④本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤澤信義	Jトラスト株式会社 代表取締役社長 NLHD株式会社 代表取締役社長
取締役社長	小野寺宏昭	監査部担当
常務取締役	恩田聖敬	管理本部担当
取締役	石田清貴	建築不動産事業本部 建築事業担当
取締役	池田賢吾	建築不動産事業本部 不動産事業担当
取締役	石井学	アミューズメント統括本部担当
取締役相談役	中川健男	
社外取締役	三吉誠	Jトラスト株式会社 取締役
常勤監査役	栗岡利明	
監査役	八多川昭一	
監査役	内山博夫	

- (注) 1. 常勤監査役栗岡利明氏、監査役内山博夫氏は社外監査役であります。
2. 常勤監査役栗岡利明氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役栗岡利明氏は、銀行での支店長を歴任するなど、金融機関における豊富な経験と幅広い知識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役八多川昭一氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の管理本部長も5年にわたり経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 平成24年6月26日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、川島英明氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
6. 代表取締役会長藤澤信義氏は、Jトラスト株式会社の代表取締役社長を兼務しており、社外取締役三吉誠氏は、同社の取締役を兼務しております。同社は当社の株式の42.91%を保有しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	65百万円
監 査 役	4名	22百万円
合 計	14名	87百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成2年4月18日開催の臨時株主総会におきまして、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成10年6月26日開催の第31回定時株主総会におきまして、年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 当事業年度末現在の取締役は8名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成24年6月26日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役等が含まれているためであります。
 5. 当事業年度末現在の監査役は3名であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成24年6月26日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役が含まれているためであります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人との兼職状況（他の法人の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人との関係

区 分	氏 名	法 人 名 等	役 職
取 締 役	三 吉 誠	Jトラスト株式会社	取締役

(注) Jトラスト株式会社は、当社の株式の42.91%を保有しております。

- ② 他の法人の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人との関係
 該当事項はありません。
 ③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
三 吉 誠 （社外取締役）	平成24年6月26日就任以降に開催した18回の取締役会全てに出席し、主として経営管理の観点から必要な発言を適宜行っております。
栗 岡 利 明 （社外監査役） （常勤監査役）	当事業年度に開催した21回の取締役会全てに出席し、主として取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行なっております。また、当事業年度に開催した13回の監査役会全てに出席し、主としてリスク管理体制、コンプライアンス体制、内部統制システムに関して発言しております。
内 山 博 夫 （社外監査役）	当事業年度に開催した21回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した13回の監査役会全てに出席し、主として取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言をしております。

④ 社外役員の報酬等

ア. 当連結会計年度に係る報酬等の総額

社外役員 3 名に対し、16 百万円

イ. 当連結会計年度において、当社の親会社または当社の子会社から受けた役員報酬の総額

当連結会計年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する親会社または子会社から役員として受けた報酬等の総額は 11 百万円であります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役三吉誠氏、社外監査役栗岡利明氏、内山博夫氏は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

興亜監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19.5 百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19.5 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会は会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」構築の基本方針につきまして、取締役会で以下のとおり決定し、監査・監督機能の強化に努めております。また、内部統制部門主導により、内部統制システム及びリスク管理体制の構築・整備・運用の強化を図っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の行動規範として「企業理念」「経営基本方針」「行動基準」「法令遵守基本方針」を定め、社内研修等を通じて全社員に周知徹底を図る。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当該委員会においてコンプライアンス・リスク管理部門が立案したコンプライアンス及びリスク対応に関する重要な方針を審議し、その後の進捗状況を監視する。
- ③ 法令及び定款に違反する行為が行なわれ、または行なわれようとしていることにつき、使用人等が直接通報を行なうための手段として内部通報制度を確立する。

(2) 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の意思決定に関する記録や、職務権限規程に基づき決裁を受けた稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、保存及び管理を行なう。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業環境、災害、サービスの品質及び情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの策定、研修の実施、マニュアルの作成・配布などを行なう。
- ② 各担当部署を横断するリスク状況の監視及び全社の対応は内部統制部門が行ない、各種契約をはじめとした法務案件全般については、法務審査部門がその対応を行なう。
- ③ 今後新たに生じるリスクについては、取締役会は速やかに担当取締役または担当部署を定め、迅速な対応を行なう。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を適宜招集、開催する。さらに、電子稟議システムの導入により社外からでも稟議の閲覧、決裁を可能とし、経営の意思決定の迅速化及び経営効率の向上を図る。
- ② 取締役、各関連部門の責任者などで構成される情報連絡会などの各会議体の定期的な開催を通じ、各事業部門の業務執行状況につき検討を行ない、適切な対応を実施する。
- ③ 各会議体においては、IT、電子媒体などを活用し、業務執行状況、審議資料を当該会議体の構成員全員が共有することにより、効率的な情報伝達を行なう体制を構築する。

- (5) **会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 会社として法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ親会社の内部統制との連携体制を構築する。
 - ② 子会社に関する重要且つ基本的な経営に関する決定、並びに法令遵守体制については、関係会社管理規程を定めて適切な管理及び指導を行なうことにより、その業務の適正を確保する。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を設置すること、または監査部員を監査役の職務を補助すべき使用人として従事させることができる。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人については、その人事及び考課にあたり事前に監査役と協議し、その意見を尊重した上でこれを実施する。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 重大な法令違反及び事業活動に伴う事故などが発生した場合につき、当該部署は、その内容を監査役に遅滞なく報告する。
 - ② 常勤監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するものとし、当該会議において、取締役、各事業部門及び各関連部門の責任者は、経営に関する重要な決定、各部門の業務執行状況、コンプライアンス・リスクに関する重要な案件に係る具体的施策及び内部監査の実施状況などにつき定期的に報告を行なう。また、重要な稟議書類の被報告者となり経営に関する重要な決裁事項を把握する。
- (8) **その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**
- ① 内部監査規程において、監査部門を監査役の行なう監査の円滑な遂行に協力させ、もって監査効率の向上に努める。
 - ② 監査役が意見の形成などのため、必要に応じて会計監査人及び顧問弁護士を活用できる体制を確保する。
- (9) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況**
- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には断固たる態度を取り、このような勢力、団体とは一切の関係を持たないことを基本方針としており、その旨を行動規範「行動基準」に明文化し、朝礼などでの唱和を通じて全社員への周知徹底を図っている。
また、平素から総務部門が統括部署となり、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、万一、反社会的勢力からの接触を受けた場合は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。
 - ② 新規取引先に対する与信申請及び契約締結に係る稟議申請の際に、新規取引先と反社会的勢力との関わりに関する事前審査を実施する。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		19,991,886
売 上 原 価		17,506,520
売 上 総 利 益		2,485,366
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,063,950
営 業 利 益		421,415
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,678	
受 取 配 当 金	1,384	
広 告 協 賛 金	72,007	
そ の 他	53,638	128,710
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 及 び 社 債 利 息	146,026	
そ の 他	32,056	178,082
経 常 利 益		372,043
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	113,052	
親 会 社 株 式 売 却 益	171,989	
そ の 他	11,862	296,904
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	26,912	
固 定 資 産 除 却 損	13,639	
減 損 損 失	281,291	
事 業 構 築 改 善 費 用	103,242	
そ の 他	48,743	473,829
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		195,118
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	57,255	
法 人 税 等 調 整 額	△27,732	29,522
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		165,595
当 期 純 利 益		165,595

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,405,000	4,359,307	920,025	△426,512	9,257,820
当 期 変 動 額					
株式交換による増減	-	437,821		424,443	862,265
新規連結による増減			△5,669		△5,669
当 期 純 利 益			165,595		165,595
剰 余 金 の 配 当			△120,538		△120,538
自 己 株 式 の 取 得				△306	△306
自 己 株 式 の 処 分		△77		262	184
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	437,744	39,388	424,399	901,532
当 期 末 残 高	4,405,000	4,797,051	959,414	△2,112	10,159,352

	そ の 他 の 包 括 額		純資産合計
	そ の 利 益 累 計	そ の 他 の 包 括 額 累 計	
当 期 首 残 高	59,076	59,076	9,316,897
当 期 変 動 額			
株式交換による増減		-	862,265
新規連結による増減		-	△5,669
当 期 純 利 益		-	165,595
剰 余 金 の 配 当		-	△120,538
自 己 株 式 の 取 得		-	△306
自 己 株 式 の 処 分		-	184
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△56,399	△56,399	△56,399
連結会計年度中の変動額合計	△56,399	△56,399	845,132
当 期 末 残 高	2,677	2,677	10,162,030

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 2社 |
| ② 連結子会社の名称 | キーノート株式会社
株式会社ブレイク |
| ③ 連結範囲の変更 | 当連結会計年度からキーノート株式会社及び株式会社ブレイクを連結の範囲に含めております。これは株式交換により当社子会社としたためであります。 |

(2) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ

時価法

3. たな卸資産

ア. 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

イ. 仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ウ. 未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

エ. 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

オ. 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産

定率法(連結子会社の建物は定額法)

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

アミューズメント施設機器	3～5年
建物	6～47年

2. 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リースの取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
4. 長期前払費用 定額法
- ③ 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価
ア. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
イ. 上記以外のもの
工事完成基準
- ⑤ ヘッジ会計の方法
1. ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の条件を充たしているため、特例処理を採用しております。
借入金の金利の低減及び金融収支改善のため、将来の金利変動リスクをヘッジしております。なお、金利スワップ取引の実施にあたっては、事前に契約条件、想定元本の上限等につき取締役会の承認を得た範囲内で実施しております。
当連結会計年度においてヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金
3. ヘッジの有効性評価の判断 金利スワップ取引はヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、金利変動リスクを相殺すると認められるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては回収可能期間(7年)に基づいて均等償却をしております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理 税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

現金及び預金	1,190,795千円
販売用不動産	1,001,430千円
仕掛販売用不動産	165,870千円
建物及び構築物	420,827千円
土地	509,473千円
敷金及び保証金	2,697,771千円
計	5,986,167千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	642,000千円
一年内返済予定の長期借入金	1,138,765千円
長期借入金	4,312,942千円
計	6,093,707千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 26,771,546千円
(減損損失累計額を含む)

(3) 受取手形割引高 49,612千円

(4) 連結会計年度末日(金融機関の休業日)満期手形

受取手形	31,776千円
支払手形	40,191千円
受取手形割引高	49,612千円

連結会計年度末日が休日(金融機関の休業日)である場合、期末末日満期手形は交換日に入出金の処理を行う方法によっております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 139,259,092株

(注) 平成25年3月12日を効力発生日として、当社を完全親会社、キーノート株式会社及び株式会社ブレイクを完全子会社とする株式交換を実施し、発行済株式の総数が14,701,500株増加しております。

なお、株式交換比率はキーノート株式会社1株に対し当社18,398株、株式会社ブレイク1株に対し当社4,033株となっております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	120,538	1.00	平成24年3月31日	平成24年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計末日後となるもの

平成25年6月26日開催の第46回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	139,238	1.00	平成25年3月31日	平成25年6月27日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは必要に応じて短期的な運転資金や設備資金等を銀行借入やリース等により調達しております。デリバティブ取引は金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

受取手形及び売掛金等は事業活動から生じた営業債権であり、顧客・取引先の信用リスクが存在します。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場の価格変動リスクが存在します。敷金及び保証金は主に店舗等を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。支払手形及び買掛金等は事業活動から生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来します。借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則5年以内)は主に設備投資資金に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

営業債権については与信管理規程並びに各営業部門における取引管理等の規程により、取引相手先ごとの信用状況の把握、債権回収の期日や債権残高の管理を実施しております。敷金保証金については預入先ごとの財務状況等の信用状況の把握及び期日・残高管理を行っております。

イ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的の時価及び発行体企業の財政状況等を把握しております。借入金の一部は変動金利であるため将来の金利変動リスクが存在しますが、必要に応じ特例処理の要件を満たす金利スワップ処理を実施し、将来の金利変動リスクの回避を図っております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達については適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持・確保により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2. 参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	3,081,578	3,081,578	-
② 受取手形及び売掛金等	1,140,552	1,140,552	-
③ 投資有価証券	9,745	9,745	-
④ 敷金及び保証金	6,308,484	6,308,484	-
資 産 計	10,540,359	10,540,359	-
① 支払手形及び買掛金等	953,637	953,637	-
② 短期借入金	662,000	662,000	-
③ 未 払 金	1,734,818	1,734,818	-
④ 長期借入金	5,466,960	5,548,047	81,086
負 債 計	8,817,415	8,898,502	81,086
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産 ①現金及び預金、②受取手形及び売掛金等

これらは短期間で決裁されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については株式等は取引所の価格によっております。

④敷金及び保証金

これらの時価については帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額によっております。

負債 ①支払手形及び買掛金等、②短期借入金、③未払金

これらは原則短期間で決裁されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

④長期借入金

これらの時価については、固定金利によるものはリスクフリー・レートに信用リスクを加味した額を再実行レートとみなし、元利金の合計額を割引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、また当社の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている借入と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(千円)
非 上 場 株 式	24,041

これらについては市場価額はなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 「④長期借入金」には1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び連結子会社では東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸商業施設、賃貸オフィスビル、賃貸駐車場、賃貸住宅等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
1,235,656	1,102,744

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、重要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他物件については主として一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 72円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1円36銭 |

7. その他の注記

(1) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当社グループにおけるアミューズメント施設運営事業の営業店舗の一部並びに本ビルは、不動産所有者との事業用定期借地権契約・不動産賃貸借契約等を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関して資産除去債務を計上しております。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

継続使用見込期間を主として30～40年と見積り、割引率は当該継続使用見込期間に見合う国債（40年物）の流通利回り（2.2%）を使用して資産除去債務の金額を査定しております。

③当連結会計年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	245,326千円
その他の増加額	52,276千円
時の経過による増加額	6,451千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△52,740千円</u>
期末残高	251,314千円

(2)減損損失について

減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

場 所	主 な 用 途	種 類
神奈川県横浜市 他	店 舗 等	建 物 等
東京都台東区	事 務 所	建 物 等
神奈川県横浜市 他	遊 休 資 産 等	アミューズメント施設機器
その他	遊 休 資 産 等	アミューズメント施設機器等

当社グループは原則として店舗ごとに収支の把握を行っていることから、各店舗をグルーピングの最小単位とし、また賃貸用不動産及び遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。その中で市場価格の著しい下落及び賃貸・収益収支が低下している資産グループについて、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少資産を減損損失(281,291千円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、アミューズメント施設機器189,330千円、建物附属設備91,777千円、工具器具備品184千円であります。

店舗及び賃貸用不動産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュフローを3.5%で割引いて算出しております。遊休資産については、回収可能価額を正味売却価額により測定しており、土地及び建物については、売却を前提とした鑑定評価額により評価しております。

なお、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,230,309	流動負債	3,995,911
現金及び預金	2,196,328	支払手形	233,668
受取手形	308,462	買掛金	150,927
売掛金	146,091	工事未払金	469,467
完成工事未収入金	456,538	短期借入金	245,850
未成工事支出金	209,354	一年内返済予定の長期借入金	825,828
貯蔵品	94,543	未払金	1,603,439
前払費用	495,149	未払費用	69,693
短期貸付金	230	未払法人税等	57,672
繰延税金資産	60,410	未払消費税等	14,866
その他流動資産	264,231	前受金	148,534
貸倒引当金	△1,031	前受レンタル料	1,202
固定資産	13,557,968	リース債務	10,460
有形固定資産	5,446,798	資産除去債務	60,228
アミューズメント施設機器	2,317,777	未成工事受入金	36,782
建築物	1,805,184	預り金	67,289
構築物	1,766	固定負債	3,648,210
車両運搬具	19	長期借入金	2,599,991
工具器具備品	101,192	預り保証金	401,521
リース資産	61,601	長期未払金	446,893
土地	1,134,584	長期リース債務	8,717
建設仮勘定	24,672	資産除去債務	191,086
無形固定資産	462,660	負債合計	7,644,121
借地権	293,602	(純資産の部)	
ソフトウェア	24,195	株主資本	10,141,478
のれん	144,862	資本金	4,405,000
投資その他の資産	7,648,508	資本剰余金	4,797,051
投資有価証券	33,786	資本準備金	4,359,307
関係会社株式	862,265	その他資本剰余金	437,744
出資金	163	利益剰余金	941,539
長期未収入金	27,050	その他利益剰余金	941,539
破産・更生債権等	116,070	繰越利益剰余金	941,539
長期前払費用	23,275	自己株式	△2,112
敷金及び保証金	6,213,439	評価・換算差額等	2,677
繰延税金資産	424,614	その他有価証券評価差額金	2,677
その他投資	126,779	純資産合計	10,144,156
貸倒引当金	△178,935	負債及び純資産合計	17,788,277
資産合計	17,788,277		

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 金 剰 余	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,405,000	4,359,307	-	4,359,307	920,025	920,025
当期会計期間中の変動額						
株式交換による増減	-	-	437,821	437,821		-
剰余金の配当				-	△120,538	△120,538
当期純利益				-	142,051	142,051
自己株式の取得				-		-
自己株式の処分			△77	△77		-
株主資本以外の項目の当期会計期間中の変動額(純額)				-		-
当期会計期間中の変動額合計	-	-	437,744	437,744	21,513	21,513
当 期 末 残 高	4,405,000	4,359,307	437,744	4,797,051	941,539	941,539

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 越 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△426,512	9,257,820	59,076	-	-	59,076	9,316,897
当期会計期間中の変動額							
株式交換による増減	424,443	862,265				-	862,265
剰余金の配当		△120,538				-	△120,538
当期純利益		142,051				-	142,051
自己株式の取得	△306	△306				-	△306
自己株式の処分	262	184				-	184
株主資本以外の項目の当期会計期間中の変動額(純額)		-	△56,399			△56,399	△56,399
当期会計期間中の変動額合計	424,399	883,657	△56,399	-	-	△56,399	827,258
当 期 末 残 高	△2,112	10,141,478	2,677	-	-	2,677	10,144,156

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

- ① 時価のあるもの : 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

- ① 未成工事支出金 : 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 貯蔵品 : 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く） : 定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
アミューズメント施設機器 3～5年
建物 6～47年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く） : 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) リース資産 : 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。
なお所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (4) 長期前払費用 : 定額法

引当金の計上基準

貸倒引当金

: 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事：工事進行基準
(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ② 上記以外のもの：工事完成基準

ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

借入金の金利の低減及び金融収支改善のため、将来の金利変動リスクをヘッジしております。なお、金利スワップ取引の実施に当たっては、事前に契約条件、想定元本の上限等につき取締役会の承認を得た範囲内で実施しております。

当事業年度においてヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

(3) ヘッジの有効性評価の判断

金利スワップ取引はヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、金利変動リスクを相殺すると認められるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては回収可能期間(7年)に基づいて均等償却をしております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関連)

固定資産仕入取引等に係る債務については、従来「買掛金」に含め計上しておりましたが、内容をより明確にするため、当事業年度より「未払金」及び「長期未払金」に計上する方法に変更しております。

なお、前事業年度において「買掛金」として表示していた金額のうち、「未払金」は906,227千円、「長期未払金」は300,572千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

現金及び預金	1,190,795千円
建物	261,330千円
土地	211,195千円
敷金保証金	2,697,771千円
合 計	4,361,092千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	245,850千円
一年内返済予定の長期借入金	825,828千円
長期借入金	2,599,991千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額
(減損損失累計額を含む) 26,533,099千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額
関係会社に対する短期金銭債権 12,109千円
関係会社に対する短期金銭債務 33,302千円

(4) 受取手形割引高 49,612千円

(5) 事業年度末日(金融機関の休業日)満期手形の処理
受取手形 29,650千円
支払手形 34,832千円
受取手形割引高 49,612千円

事業年度末日が休日(金融機関の休業日)である場合、期末末日満期手形は交換日に入出金の処理を行う方法によっております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	291,373千円
仕入高	804,210千円
営業取引以外の取引高	1,035,554千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
普通株式	4,019	2	4,002	20

(注)減少は前記株式交換において、普通株式18,701千株をキーノート株式会社及び株式会社ブレイクに割当交付し、そのうち当社保有の自己株式4,000千株を充当したこと及び自己株式処分2千株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(短期) 繰延税金資産		
未払事業所税	13,960千円	
未払費用	490千円	
未払事業税	21,404千円	
その他引当金	24,326千円	
その他	228千円	
小計	60,410千円	
(長期) 繰延税金資産		
減価償却費	124,817千円	
貸倒引当金	68,405千円	
のれん減損	70,483千円	
資産除去債務	66,843千円	
減損損失	327,325千円	
税務上の欠損金	448,852千円	
退職特別加算金	37,293千円	
その他	11,504千円	
小計	1,155,526千円	
評価性引当額	△548,000千円	
小計	607,526千円	
繰延税金資産合計	667,936千円	
(長期) 繰延税金負債		
資産調整勘定	△181,270千円	
その他有価証券評価差額金	△1,641千円	
繰延税金負債合計	△182,912千円	
繰延税金資産の純額	485,024千円	

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		主な取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼任等	事業上の 関係				
親会社及び 主要株主等	Jトラスト㈱	東京都 港区	4,625	金融事業	(被所有) 直接 43.02%	2名	役員 兼任	親会社株式 の売却 株式の交換	221,533 (売却益 171,989) 862,265	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①取引金額には消費税等は含まれておりません。
- ②取引については市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- ③親会社株式の売却は会社法第163条の規定に基づく子会社からの自己株式の取得であり、親会社との相対取引であります。
- ④株式交換はキーノート株式会社及び株式会社ブレイクの完全子会社化を目的としており、第三者算定機関の算定による株式交換比率（キーノート株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式18,398株、株式会社ブレイクの普通株式1株に対して当社の普通株式4,033株）により、当社の普通株式を割当交付しております。なお取引価格についても、第三者機関による評価額を参考に取引価格を決定致しております。

(2) 子会社等

属性	会社名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の容 業内又は職 業	議決権所有 (被所有)割合	関係内容		主な取引 の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	キーノート株式会社	東京都目黒区	30	不動産売買・仲介等	(所有)直接100%	-	-	-	-	-	-
子会社	株式会社ブレイク	東京都港区	75	アミューズメント機器用品の企画・制作・販売	(所有)直接100%	-	当社仕入先	アミューズメント機器用品の仕入等	749,163	買掛金	32,412

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- ② 取引については市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 72円85銭
- (2) 1株当たり当期純利益 1円16銭

9. 企業結合等関係

平成25年3月12日付にて、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、キーノート株式会社及び株式会社ブレイクを完全子会社化致しました。なお当該株式交換は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき処理しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

アドアーズ株式会社

取締役会 御中

興亜監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 村 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 伊 藤 恭 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アドアーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アドアーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月20日

アドアーズ株式会社

取締役会 御中

興亜監査法人

指定社員 公認会計士 松 村 隆 ㊞

業務執行社員
指定社員 公認会計士 伊 藤 恭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アドアーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月28日

アドアーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 栗岡利明 ㊟

監査役 八多川昭一 ㊟

監査役 内山博夫 ㊟

(注) 監査役栗岡利明及び内山博夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期的かつ総合的な株主価値の向上と適正な利益還元を経営の重要課題として認識しております。利益還元の主となる配当につきましては、経営環境・業績の状況を勘案しながら、将来の経営環境や中長期的な事業計画に基づいた設備資金に充当するための必要な内部資金とのバランスを総合的に勘案した上で、利益還元の充実を図ってまいりたいと存じます。

こうした背景の中、平成25年3月期の業績につきましては、主力のアミューズメント事業の苦戦や、新規クライアントの開拓などの実績は数多く残せたものの、利益面では伸び悩んだ建築・不動産事業など、収益面では厳しい状況で推移いたしました。

他方、財務面におきましては、有利子負債についておおよそ2,154百万円の圧縮(前期末有利子負債残高3,671百万円)を実現した上で、複数年の長期借入のリファイナンスへの切替を果たすなど、効率的かつ自由度の高い経営状態の確立、実質的無借金経営への布石は着実に進んでおります。

また、Jトラスト株式会社(大証2部8508)を正式に親会社に迎えた前期は、Jトラストグループの子会社2社を当社子会社へと迎え入れるなど、グループのリソースを最大限に生かせる体制にも転換しつつあると認識しております。

こうした状況を鑑み、直近の収益面・収益改善面ではまだ道半ばではありますが、変わらず当社へのご支援を賜った株主の皆様への還元を果たすべく、平成25年3月期の期末配当につきましては、一株あたり1円の配当を継続いたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当1円を継続いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は139,238,978円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

現行定款第6条に定める発行可能株式総数につき、当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、発行可能株式総数を現行の250,000,000株から550,000,000株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数)	第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>250,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>550,000,000株</u> とする。
第7条～第39条 (条文省略)	第7条～第39条 (現行どおり)

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名(再任2名、新任3名)の選任をお願いするものであります。

なお、現取締役である小野寺宏昭、恩田聖敬、石田清貴、池田賢吾、中川健男、三吉誠の6氏は、本総会終結の時をもって退任し、齊藤慶、橋本泰、藤田賢一の3氏が、新任の取締役候補者となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ふじ さわ のぶ よし 藤澤信義 (昭和45年1月17日生)	平成17年10月 株式会社ライブドアクレジット (現クロスシード株式会社)代表取締役社長 平成19年8月 かざか債権回収株式会社(現パル ティール債権回収株式会社)代表取締役会長 平成20年6月 株式会社イッコー(現Jトラスト 株式会社) 代表取締役会長 株式会社マスワーク(現キーノート株式会社) 取締役 平成20年10月 株式会社ネクストジャパンホール ディングス(現Jトラスト株式会 社) 代表取締役社長 平成21年3月 NLHD株式会社 代表取締役社 長(現任) 平成21年7月 ネオラインホールディングス株式 会社(現JTインベストメント株式 会社) 代表取締役社長 平成22年6月 当社取締役 Jトラスト株式会社 取締役 平成22年8月 NISグループ株式会社 取締役 平成22年10月 Jトラスト株式会社 取締役最高 顧問 株式会社ネクストジャパンホール ディングス(現Jトラスト株式会 社) 取締役会長 平成23年5月 当社代表取締役会長(現任) 平成23年6月 Jトラスト株式会社 代表取締役 社長(現任) (重要な兼職の状況) Jトラスト株式会社 代表取締役社長 NLHD株式会社 代表取締役社長	113,803株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
※ 2	さいとうけい 齊 藤 慶 (昭和45年12月1日生)	<p>平成6年7月 株式会社ビーナツクラブ 入社 平成13年10月 同社 東京支社支社長 平成18年12月 株式会社ブレイク 入社 平成19年4月 同社 代表取締役 平成20年12月 株式会社ネクストジャパンホールディングス(現Jトラスト株式会社)取締役 平成22年8月 株式会社ブレイク 代表取締役社長 平成22年10月 株式会社ネクストジャパンホールディングス(現Jトラスト株式会社)代表取締役社長 平成23年5月 株式会社ブレイク 代表取締役社長(現任) 平成25年3月 当社 顧問(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ブレイク 代表取締役社長</p>	一株
※ 3	はしもとやすし 橋 本 泰 (昭和47年12月12日生)	<p>平成7年4月 オリックス株式会社 入社 平成18年9月 株式会社ワールドイン 取締役 平成20年6月 株式会社マスワーク(現キーノート株式会社)代表取締役社長(現任) 株式会社イッコー(現Jトラスト株式会社)取締役 平成21年4月 株式会社ニード 代表取締役 平成21年10月 Jトラスト株式会社 執行役員 (キーノート株式会社 担当) 平成22年5月 Jトラストフィナンシャルサービ ズ株式会社(現株式会社日本保証) 取締役(現任) 平成23年6月 Jトラスト株式会社 取締役(現 任) 平成25年3月 当社 顧問(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) キーノート株式会社 代表取締役社長 Jトラスト株式会社 取締役 株式会社日本保証 取締役</p>	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	い し い ま な ぶ 石 井 学 (昭和45年11月26日生)	平成元年4月 株式会社シグマ（現アドアーズ株式会社） 入社 平成13年8月 当社ゲームファンタジア立川店（現アドアーズ立川店） 店長 平成16年6月 当社店舗運営部 エリアマネージャー 平成17年9月 当社店舗運営部 運営企画課 課長 平成18年1月 当社店舗運営部 商品課 課長 平成18年12月 当社店舗営業部 営業推進課 課長 平成20年9月 当社店舗営業部 店舗営業課 エリアマネージャー 平成23年4月 当社店舗営業部 店舗営業課 チーフマネージャー 平成23年11月 当社経営企画部 次長 平成24年6月 当社取締役 アミューズメント統括本部本部長（現任）	3,138株
※ 5	ふ じ た け ん い ち 藤 田 賢 一 (昭和41年10月20日生)	平成2年4月 株式会社キャビン 入社 平成5年11月 有楽土地株式会社 入社 平成13年9月 株式会社ビー・ジャパン（現ヴァンテージ株式会社）入社 平成15年11月 株式会社ビー・ジャパン執行役員 平成17年9月 株式会社ライブドア不動産（現ヴァンテージ株式会社）取締役 平成21年9月 キーノート株式会社 入社 平成24年7月 Jトラスト株式会社 入社 平成24年10月 キーノート株式会社 入社 住宅事業部部長（現任） 平成25年5月 当社 顧問（現任）	一株

- (注) 1. 藤澤信義氏はJトラスト株式会社の代表取締役社長を、橋本泰氏は取締役を兼務しております。

齊藤慶氏は株式会社ブレイクの代表取締役社長を、橋本泰氏はキーノート株式会社の代表取締役社長を、藤田賢一氏はキーノート株式会社の住宅事業部部長を兼務しております。

Jトラスト株式会社は当社の親会社であり、株式会社ブレイク及び株式会社キーノートは当社の子会社であります。

なお、その他の候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 齊藤慶氏は平成25年6月18日に開催される株式会社ブレイクの第7回定時株主総会終結の時をもって、株式会社ブレイクの代表取締役社長を任期満了により退任し、取締役に就任する予定であります。
4. 橋本泰氏は平成25年5月29日に開催される、株式会社日本保証の第45期定時株主総会終結の時をもって、株式会社日本保証の取締役に任期満了により退任いたしました。
また、平成25年6月27日に開催されるJトラスト株式会社の第37回定時株主総会終結の時をもって、株式会社Jトラストの取締役に退任する予定であります。
5. 藤田賢一氏は平成25年6月26日に開催される、当社の第46回定時株主総会終結の時をもって、キーノート株式会社を退職する予定であります。
6. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、アドアーズ役員持株会における本人の持分を含めております。

第4号議案 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対してストックオプションとしての新株予約権を無償で発行すること、及び、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案「取締役5名選任の件」をご承認いただいた場合、割り当てを受ける当社取締役は5名となります。その新株予約権の割当数は、300個を上限といたします。

また、取締役の報酬限度額は、平成2年4月18日開催の臨時株主総会において「年額5億円以内」にてご承認いただいております。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権1,400個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式1,400,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

ただし、行使価額は以下の調整に服する。

イ. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

調整後 調整前
行使価額 = 行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

ロ. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未

満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

ハ. さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③新株予約権を行使することができる期間

募集事項決定の取締役会決議日から起算して2年間を経過した日以降8年以内とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥新株予約権の取得条項

以下のイ乃至ハの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ．当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑦組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
 - ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、
上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ. 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - チ. 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
 - リ. その他の新株予約権の行使の条件
下記⑨に準じて決定する。
- ⑧新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以 上

